三十　防衛監察本部		
百三十　防衛監察監の属する職制上の段階	防衛監察監	
百三十一　防衛監察本部副監察監の属する職制上の段階	副監察監	
百三十二　防衛監察本部の課長の属する職制上の段階	課長	
百三十三　前号に規定する官職の指揮監督を受け、課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階	室長	
百三十四　第百三十二号に規定する官職又は前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百三十六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐	
百三十五　防衛監察本部の課又は室の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
百三十六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
三十一　地方防衛局（地方防衛事務所及び出張所を除く。）		
百三十七　地方防衛局長の属する職制上の段階	局長	
百三十八　地方防衛局次長の属する職制上の段階	次長	
百三十九　地方防衛局の部長の属する職制上の段階	部長	
百四十　地方防衛局の部次長の属する職制上の段階	部次長	
百四十一　地方防衛局の課長の属する職制上の段階	課長	
百四十二　前号に規定する官職を補佐し、次号又は第百四十四号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐	

百四十三　地方防衛局の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
百四十四　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
三十二　課が置かれる地方防衛事務所		
百四十五　この項第二欄第三十二号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第三十二号防衛事務所」という。）の長の属する職制上の段階	所長	
百四十六　第三十二号防衛事務所の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長	
百四十七　第三十二号防衛事務所の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
百四十八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
三十三　課が置かれない地方防衛事務所		
百四十九　この項第二欄第三十三号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第三十三号防衛事務所」という。）の長の属する職制上の段階	所長	
百五十　前号に規定する官職を助け、第三十三号防衛事務所の事務を整理する官職の属する職制上の段階	次長	
百五十一　第三十三号防衛事務所の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
百五十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	